

# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東北地方年金記録訂正審議会

### 令和5年2月22日答申分

#### ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200143 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200053 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年7月14日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、36万5,000円と記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月14日

A社から産前産後休業期間中に支払われた請求期間の賞与が、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及びB銀行の預金通帳並びにA社から提出された請求者に係る賞与支給明細書、賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿により、請求者は請求期間において事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者確認通知書及びオンライン記録によると、事業主は、令和2年\*月\*日から同年\*月\*日までの期間について、請求者が産前産後休業を取得した旨の届出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者に係る請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年11月18日に年金事務所において受け付けられたことから、オンライン記録上、請求期間の賞与は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書の提出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月

までの期間に係る厚生年金保険料の徴収は行われない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者に係る請求期間の標準賞与額は、上記賞与支給明細書、賃金台帳及び賃金台帳兼源泉徴収簿において確認できる賞与額から 36 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200120 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200054 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 38 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 6 年 12 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日まで A 事業所の B 部署で C 職として継続して勤務しており、平成 6 年 12 月から平成 7 年 3 月までは厚生年金保険に加入し、同年 4 月からは D 共済組合に加入していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 3 月 31 日となっており、同年 3 月が空白となっているため、同年 4 月 1 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 事業所から提出された請求者に係る職員基本情報によると、請求者は平成 6 年 12 月 1 日に採用され、平成 7 年 3 月 30 日に退職しており、当該期間の身分は臨時の C 職であったことが確認できる。

また、E 市から提出された請求者に係る職員カード、職員昇給カード及び人事異動通知書によると、請求者は平成 7 年 4 月 1 日に F の身分の者として採用され、平成 11 年 3 月 31 日に退職するまで A 事業所に C 職として勤務していたことが確認できるところ、上記職員カードの前職欄に記載されている請求者の同事業所における勤務期間は、平成 6 年 12 月 1 日から平成 7 年 3 月 30 日までとなっていることが確認できる。

さらに、A 事業所は、上記職員基本情報以外の請求者に係る資料は保存期限経過のため廃棄している旨回答しており、同事業所における請求者に係る請求期間の勤務、厚生年金保険被保険者資格に係る届出並びに厚生年金保険料の納付及び控除に

について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、請求者と同様にA事業所の厚生年金保険被保険者資格を月の末日に喪失し、翌月1日にD共済組合の組合員資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日の属する月が厚生年金保険被保険者期間となっていない者が複数確認できるところ、そのうち、同事業所にC職として勤務し、平成7年に同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失している者から提出された同事業所に係る同年分の給与所得の源泉徴収票によると、前述の者は厚生年金保険被保険者期間において臨時扱いであったことが確認でき、喪失日の属する月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが推認できることから、前述の者と同様に臨時のC職として勤務していた請求者についても同様に取り扱われていたことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。